

◆申請時の持ち物について

申請者（被保険者との関係）	持ち物 <u>申請時は以下の持ち物が必要です。</u>
1. 本人	申請者の本人確認書類
2. 同居の家族 の場合	
3. 法定代理人（成年後見人、補佐人、補助人）等	申請者の本人確認書類及び登記事項証明書(写し可)
4. 同居以外の家族の場合	申請者の本人確認書類及び委任状
5. ケアマネジャー	介護支援専門員証(原本)及び委任状
6. その他	申請者の本人確認書類及び委任状
郵送申請の場合	申請者の本人確認書類コピー 申請者が法定代理人の場合は登記事項証明書の写し 申請者が本人・同居の家族・法定代理人以外の場合は委任状

<注意点について>

- ・本人確認書類とはマイナンバーカードや運転免許証等、官公署が発行する顔写真付きの証明書を示します。顔写真付きの証明書がない場合は、原則、公的機関が発行した証明書を2点ご持参ください。

・委任状について

申請者（窓口にお越しの方）が本人、同居の家族以外の場合は、必ず委任状が必要です。
「介護保険 被保険者証等（再）交付申請書」に別途、委任状を添付してください。